

## 第5回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成20年12月9日(火) 午後7時～午後8時45分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者	委員長	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	副委員長	松田 裕子		経営企画係長	山本 契太
	委員	斉藤 うめ子		経営企画係主任	齊藤 徹
	委員	坪井 訓			
	委員	小野 剛良			

(敬称略)

### 1 開会 委員長挨拶

### 2 今後の改正スケジュールについて

(事務局より説明)

- 20.12.09 逐条検討終了(本日の検討委員会)
- 20.12.10～ 条例改正項目整理(削除、追加、変更項目等) (事務局)
- 20.12.26 広報広聴検討会議で経過報告、意見聴取
- 21.02.09 第6回検討委員会、まちづくり町民講座(田中准教授)
- 21.03 第7回検討委員会(最終)⇒ 町への条例答申内容検討
- 21.03 委員会による答申
- 21.03-05 パブリックコメント開始
- 21.05 条例案提出
- 21.06 議会議決(又は9月)

事務局) 上記はあくまで、最短の場合。定点観測ともいえるまちづくりに関するアンケート調査も合間に実施し、アンケート結果も踏まえて条例提案していきたい。アンケートの時期については、来年の状況を見て検討する。

### 3 議事

#### (1) まちづくり基本条例検討委員会への講師招聘と講演会の実施について

事務局) 翌年2月9日に、九州大学准教授の田中孝男氏を招聘し、委員会でのアドバイスや町民講座での講演・対談の依頼をしている。田中孝男氏は元札幌市職員で、ニセコ町まちづくり基本条例の原型となった試案(札幌地方自治法研究会によるニセコ町の規模を想定した自治基本条例試案)づくりに携わるなど、ニセコ町の基本条例に大変ゆかりのある人物である。

#### (2) 条例第40条～57条の検討

(資料「ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点 Ver.5」に基づき、40条～57条の各条について各委員による意見・提案などをディスカッションした。)

#### <第40～45条(財政)について>

委員) まちづくり懇談会で指標などの説明があったけど、その数値を聞いてもピンとこない。

借金が数億と聞いて驚くが、その額が大きいのか少ないのか。

委員) 借金であっても、借金ではないものもある。(ただ赤字を埋めるためのものではない)

事務局) 町民講座で財政の説明をやっていない。(やってもお客が来ない)しかし、この部分は透明にし続けなければならないところ。

委員) 執行していないものも多い。

委員) 細則は設けることはできないのか？

委員) 町の憲法、基本ルールとしては、細則を設けるのはかえっておかしい。具体化するのはいくまで個々の法律。

委員) まちづくり懇談会の時期を早めにしないと、町民の意見が予算に反映できないのでは？

事務局) ものによっては12月に優先順位が変わることもある。

委員) しかし、町民はすぐ予算に反映してほしいようなことを、いつ行ったらいいのかわからない。

事務局) それは、予算編成過程が完全に透明化されていないということ。

委員) 町民は、予算編成が自分とかかわりが浅い。自分に直接つながっているものとは感じていない。

委員) 本来、予算に町民の思いを入れられることが重要。編成過程に町民参加を規定していく必要があるのでは。

事務局) より、予算が身近なものに感じることができる体制。

委員) そうすることで、役場の説明ももっとわかりやすいものになる。

委員) ニセコ町でゴミ処理に一億もかかっていると思わなかった。前にいたところでは、一人当たりの単価はもっと安かった。

委員) 自治体の規模によって、行政コストも当然異なる。だから国は合併を推進してきた。

委員) 比較できる実数が無いとわかりづらいのもある。

委員) 予算編成に住民が直接口出しできるようになったら、かえって議会とか煩わしいと感じるのでは？

事務局) 確かに、ここのやり取りは聖域だった。しかし、本気で議論しているのか、狎れあいなのか町民はわからない。

委員) 確かに、町民の声が反映されるのは、声が大きい人や力のある人ということになりかねない。

委員) 予算編成過程に町民が直接かかわれる規定を設けている自治体はあるのか？

事務局) はっきりと規定されているところは無いと思う。

委員) やはり、そこは町民の代表である議会の役割なのだろう。

事務局) いま、予算へのかかわりとしては行政評価の手法が広まっている。白老でやっているが町民による「評価委員会」を設け、その評価結果に基づいて予算編成に連結させる。そこに総合計画との整合性を絡めて行くような仕組みができれば。

委員) 44条の財産管理計画は作っているのか？

事務局) 作っていない。作らなければならない。

委員) 45条の財政状況に対する町長の見解というのも町民に示されていないのでは。

委員) やっていないものを載せる必要があるのか？

事務局) やらなければならないものをやっていないだけ。載せていなければならない。そうでなければ基本条例の必要性の有無の議論になりかねない。やっていないものは、この委員会の答申として示していくことになる。

#### <第46～47条（評価の実施）について>

委員）町民満足度を5段階にしてわかりやすく示しては。何が幾らかかって高いとか安いとかいっても判りにくい。

事務局）それを意図してやっているのが、4年に1回やっているまちづくりに関するアンケート。行政に対する満足度や、個々の事業に対する評価もある。そのなかで、ビュープラザやゴミの分別収集などは評価が高かった。

委員）ある程度ターゲットを絞って、農業者や観光、商工事業者のそれぞれの評価。たとえば曾我活性化センターの満足度を曾我地域の人に判断してもらうなど。（曾我活性化センターは町民センターと同じでみんな使えるものだが）

委員）コミュニティセンターとか地域の人だけ無料というのはおかしくないか？

委員）地域の人が一人入れればいいのだから。

事務局）今の事業評価は、自己評価。また目標値もはっきりしていない。

委員）予算と決算とのリンクが必要。決算に対する評価が重要。

事務局）全事業についてやったらとても細かく量が半端でない。ある程度評価委員会などで目玉を絞ってやる手法もある。

委員）議会と二重になる可能性も？

事務局）議会は誤りなどのチェックはするが、事業の評価はしていない。

#### <第48～49条（町民投票制度）について>

委員）重要事項って誰が決めるのか？

事務局）ここにある「町」とは、町長であり議会であり職員であり町民でもある。

委員）町民投票してくれって、どう判断してどこへ行ったらいいいのか。

事務局）重要事項と判断できるそれなりのものは必要。

委員）ニセコ町の歴史の中で、初めての住民大会が行われたのが1901年。以前にいたところでは、1998年に住民投票条例の署名を集めたことがあったが議会で否決された。

事務局）ここでも、当然条例の制定に否決される可能性もある。

委員）町村合併のときは？

事務局）アンケートを3回行い、ある程度方向性が見えた。明らかに合併反対であったため、住民投票までは行かなかったが、アンケートの結果によっては、実施の可能性は十分あったと思う。住民投票の結果をどう扱うか事前に表明することが明記されているので、投票に実効性はある。

委員）三鷹市の基本条例では具体的に住民投票が請求できる規定になっているが。

事務局）よし悪しについては別で、署名が集まれば何でもかんでもとはならない。重要事項の定義のような判断できる何かは必要か。

#### <第50～53条（連携）について>

事務局）新旧住民の関係も連携となるのか。そもそも町内が連携していなくては。

事務局）そこは、「コミュニティ」の部分の問題。新旧住民を色分けすると差別になる可能性もある。

委員）これは、（ニセコのまちづくりに）新しく入ろうとする人に対するもの。

委員）ニセコ町は海外に姉妹都市はあるのか？

事務局) 海外には無い。国内では旧マキノ町と旧信州新町があるが、どちらも合併してしまい存続は危うい。

委員) でも、海外の姉妹都市なんかはあってもいいのでは。

委員) 姉妹都市提携は、あくまでゆかりや今までのつながりの実績があってこそなもの。

事務局) たしかに、サミットのときも海外とつながりが無く、大きくニセコに招致できなかったため、寂しく感じた。

委員) 文科省でスポーツ指導のための連携もあるが、ニセコの規模では難しい。

委員) ニセコには外国人もたくさんいる。文化祭とかで海外のものを披露できるようにするなどの機会があってもいいのでは。

委員) 文化祭りが文化協会に所属していなければ出られないというのがおかしい。フリーの枠も多少あってもいいのではないか。

委員) 小さな世界都市ニセコとして。

委員) 今年やっていたハロウィンパーティーなんかは民間の方がやって、いい契機になるのではないか。

#### <第54条(条例制定等の手続き)について>

委員) ここまで3号まで細かくするべきか?

事務局) 国の法律が変わって、単なる文言・条項番号の変更など、町民に影響しない軽微な変更が条例改正の多数を占めている。

委員) 文章をひとつにすっきりできないか。

事務局) これを作るときに、当然わかりやすい表現にするようにしている。但し書きにすると長文化するため、例外規定をわかりやすくするために簡条書きにしている。

委員) 全体もそうだが、せめて「です・ます」調にするなど。

#### <第55～56条(この条例の位置づけ)について>

委員) ここの文章がわかりづらい。もっと言いたいことを頭に持ってくるなど。

事務局) ここの言葉に問題は無い。

委員) 主語・述語は日本語のルールとしてしっかり並んでいる。逆にすると英語のようになってしまい、法律の文章としておかしくなる。このままが良い。

事務局) 言葉の議論なら、「最大限に尊重しなければならない」の表現方法など、一步踏み込んだ議論が必要では。

委員) 56条の体系化とは?

事務局) 55条は、基本条例がピラミッドの頂点にあるというイメージ。56条の体系化とはそれぞれの条例の分野別の関係性をはっきりさせる感じで、まだそこまではなされていない。

#### <第57条(この条例の検討および見直し)について>

委員) ここの条文の3項に、見直し時、施行されていないものは提示しなければならないというようなものを追加しては?

事務局) 条文化するのは難しい。この委員会の答申として、施行していないものを指摘すれば、しっかり残る。

以上